

KKR

年金だより

令和 7 年 9 月 発行

No. 144

国家公務員共済組合連合会

主 な 記 事

- 令和 7 年度税制改正による
所得税の基礎控除の見直し等について ②
- 令和 8 年分 公的年金等の
受給者の「扶養親族等申告書」について ④
- 「扶養親族等申告書」に関するよくある質問 ⑤
- 全国年金相談会のご案内 ⑦



「尾瀬の秋は池塘から」群馬県片品村尾瀬ヶ原上田代

(東京都) 大井 一雅 さん

令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」等に関する見直しと「特定親族特別控除」の創設が行われました。この記事では、今回の改正で、**「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方へ**特にお知らせしたい部分をご紹介します。

① 所得税の基礎控除の見直しが行われました

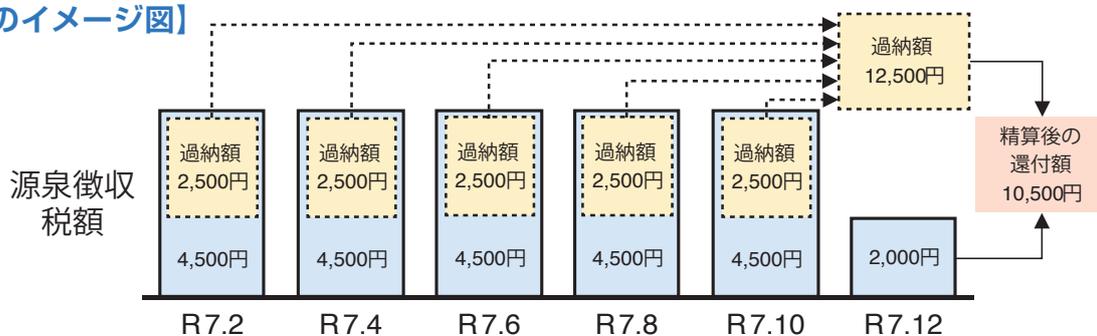
所得税の基礎控除の見直しに伴い、源泉徴収の対象となる年金額が、65歳未満の方は現行の108万円以上から155万円以上に、65歳以上の方は現行の158万円以上から205万円以上(老齢基礎年金の受給対象の方は現行の80万円以上から127万円以上)に改正されました。

令和7年分の公的年金等の源泉徴収税額の計算に用いる基礎的控除額は次のとおりです。

年金を受けている方の年齢	基礎的控除額	
	令和7年11月までの支払時	令和7年12月の精算時
65歳未満の方	年金支給額の月割額×25%+65,000円 (90,000円未満のときは90,000円)	年金支給額の月割額×25%+100,000円 (125,000円未満のときは125,000円)
65歳以上の方	年金支給額の月割額×25%+65,000円 (135,000円未満のときは135,000円)	年金支給額の月割額×25%+100,000円 (165,000円未満のときは165,000円)

令和7年12月の年金支払時に、上記改正後の基礎的控除額を用いて計算した1年分の税額と、既に源泉徴収した税額との精算を行い、差額が生じる場合には、その差額を還付することになります。

【還付のイメージ図】



注意点

1. 令和7年12月に公的年金等の支払がなく、上記の精算が行われなかった場合で、令和7年分の公的年金等について源泉徴収された税額があるときには、確定申告を行うことで精算することができます。
2. 令和7年分の所得税の基礎控除額は、合計所得金額により異なりますが、公的年金等の源泉徴収において令和7年12月の精算時に用いる基礎的控除額は、公的年金等の収入金額にかかわらず、一律で計算することとされています。

このため、合計所得金額が88万円超132万円以下になる方(※1)のうち、上記の精算後においてもなお年間の源泉徴収税額がある方は、確定申告することにより還付を受けることができる場合があります。(※2)

※1 65歳未満で公的年金等の収入金額が154万1円超212万6,667円以下の方や、65歳以上で公的年金等の収入金額が198万円超242万円以下の方が該当します。

なお、年の途中から公的年金等を受給した方など、収入金額が上記の範囲外であっても該当する場合があります。

※2 公的年金等以外の所得がある方は、他の所得を加味して基礎控除額や所得税額等を算定します。

また、令和8年1月1日以後に支払う年金の源泉徴収税額の計算に用いる基礎的控除額は次のとおりです。

年金を受けている方の年齢	その年中に支払を受ける年金額	基礎的控除額	
		令和8年分	令和9年分以後
65歳未満の方	213万円以下	年金支給額の月割額×25%+105,000円 (130,000円未満のときは130,000円)	
	213万円超	年金支給額の月割額×25%+ 100,000円 (125,000円未満のときは 125,000円)	年金支給額の月割額×25%+ 75,000円 (100,000円未満のときは 100,000円)
65歳以上の方	242万円以下 老齢基礎年金の受給対象の方は163万円以下	年金支給額の月割額×25%+105,000円 (175,000円未満のときは175,000円)	
	242万円超 老齢基礎年金の受給対象の方は163万円超	年金支給額の月割額×25%+ 100,000円 (165,000円未満のときは 165,000円)	年金支給額の月割額×25%+ 75,000円 (140,000円未満のときは 140,000円)

②「特定親族特別控除」が創設されました

特定親族を有する方は、総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて控除を受けられる「特定親族特別控除」が創設されました。

令和7年分の所得税から適用されます。

【特定親族とは？】

居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与を受ける人および白色事業専従者を除く。)で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。(※)

注意点

⇒ 令和8年分以後の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」には、従来の「控除対象扶養親族」に特定親族を加えた「源泉控除対象親族」を記載することになりました。

(※)同申告書に記載する必要のある特定親族は、合計所得金額が85万円以下の人になります。

③扶養親族等の所得要件の金額が改正されました

控除対象になる扶養親族や同一生計配偶者等の所得要件の金額が、48万円から58万円に改正されました。

令和7年分の所得税から適用されます。

ご注意ください! (②と③について)

令和7年分の所得税から②「特定親族特別控除」や③扶養親族等の要件を満たすこととなった親族にかかる扶養控除等の適用を受けるには、原則として、ご自身で確定申告をする必要があります。

税制改正の詳細やその他事項を確認されたい場合は、国税庁ホームページをご覧ください。



「扶養親族等申告書」は所得税の課税対象となる方にお送りしています。

※8月4日現在の情報で作成しています。

- 転居された方は旧住所でお送りしている場合があります。
- お送りした「扶養親族等申告書」に記載されている前年の申告内容と変更がある場合は、同封の「令和8年分 扶養親族等申告書の書き方と提出の手引き」の記入要領をご参照の上、ご申告をお願いします。

「扶養親族等申告書」が同封されている方

- 「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、令和8年中に支払われる年金の見込額が**次の金額以上の方**にお送りしています。

	年金を受けている方	年金の見込額
①	65歳未満の方 (昭和37年1月2日以後に生まれた方)	155万円
②	65歳以上の方 (昭和37年1月1日以前に生まれた方) で	
	◆老齢基礎年金の受給対象の方	127万円
	◆上記以外(退職年金、減額退職年金など)の方	205万円

■「扶養親族等申告書」の提出期限は、**令和7年10月31日(金)**です(厳守)。

「扶養親族等申告書」が同封されていない方

- 「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、令和8年中に支払われる年金の見込額が**上記の①または②に掲げる金額未満の方**。
- **遺族や障害の年金を受けている方(非課税のため)**

扶養親族等申告書の発送直後は、電話が大変混み合います

お問合せの前に
こちらも
ご覧ください

同封の冊子

「令和8年分
扶養親族等申告書の書き方と提出の手引き」

KKR
ホームページ

ホーム ▶ 年金 ▶ よくある質問Q&A ▶
年金を受給されている方向けQ&A ▶ 年金にかかる税金



「扶養親族等申告書」に関するよくある質問

質問 1

昨年は令和7年分の「扶養親族等申告書」が送付されてきたので、記入して提出したのですが、今年は令和8年分の「扶養親族等申告書」が送付されてきません。なぜでしょうか？

答え

税制改正に伴い、源泉徴収の対象となる年金額が変更され、65歳未満の方については年金の見込額が155万円未満の方、65歳以上の方については205万円(老齢基礎年金を受給している方は127万円)未満の方は「扶養親族等申告書」のご提出が不要となりました。

このため、昨年まで「扶養親族等申告書」が送付されていた方でも、上記の見込額に達しない方については、当会年金部からは令和8年分の「扶養親族等申告書」を送付しておりません。

質問 2

私は年金以外に収入はなく扶養親族もいません。この場合でも「扶養親族等申告書」を連合会年金部へ提出する必要がありますか。また、提出しなかった場合はどうなるのですか。

答え

「扶養親族等申告書」の提出は不要です。提出の有無にかかわらず、ご自身の基礎的控除は適用されます。ただし、ご自身が障害者等に該当し、人的控除による所得控除の適用を受ける場合は、提出していただくことになります。

質問 3

私は昨年「扶養親族等申告書」を提出し、母を扶養親族として申告しています。今年母が他界し、他に扶養親族はいません。申告書はどのように提出すればよいのですか。

答え

「扶養親族等申告書」の提出は不要です。提出の有無にかかわらず、ご自身の基礎的控除は適用されます。ただし、ご自身が障害者等に該当し、人的控除による所得控除の適用を受ける場合は、提出していただくことになります。なお、扶養親族の方が年の途中で亡くなられた場合、その年内は所得税の控除を受けることができます。

質問 4

WEBでの申告ができるのは、どのような場合ですか。

答え

昨年「扶養親族等申告書」を提出された方のうち、令和8年分の申告が「扶養親族等申告書」に記載の**前年の申告内容と変更がない方**は、WEBで申告することができます。

※申告の際は、「扶養親族等申告書」に記載されている二次元コードを読み取ることができるスマートフォンが必要となります。

※税制改正に伴い、控除対象となる方の要件が変更されましたので、新たに配偶者や扶養親族の申告をされる方は、WEB申告ではなく郵送での「扶養親族等申告書」のご提出をお願いいたします。

※ご使用になるスマートフォンごとに動作環境が異なるため、電話でのWEB申告のお問合せには対応しておりません。申告方法等につきましては同封の冊子をご参照ください。WEBでの申告が難しい場合は、従来通り、「扶養親族等申告書」のご提出(郵送)をお願いいたします。

通知書等の

(再)発行は「自動音声受付サービス」をご利用ください

「扶養親族等申告書」等の(再)発行は、**24時間受付(土、日曜日・祝日も受付可能)の専用電話**による『自動音声受付サービス』をご利用ください。

なお、令和7年6月1日から同年10月10日の間は、**3**「扶養親族等申告書」の再発行につきましては、受付を停止しておりますので、ご了承ください。

自動音声受付サービス専用電話 **03-5212-2243**

(再)発行受付が
できる通知書等

1
年金額改定
通知書

2
年金支払
通知書

3
扶養親族等
申告書

4
源泉徴収票

5
年金受給権者
受取機関変更届

ご利用
方法

- 03-5212-2243(専用電話)**へおかけください。
- 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。
- (再)発行を申請する方の**基礎年金番号(数字10桁)**と**生年月日(西暦・数字8桁)**を登録(入力)してください。
- 「〇〇の発行を受け付けました。ご利用ありがとうございました。」のメッセージで受付終了です。

- (再)発行する通知書等につきましては、**当会年金部に登録されている住所**にお送りします。
- (再)発行までには1週間程度かかりますので、ご了承ください。
- 固定電話のほか、スマートフォン・携帯電話からもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線によりご利用できない場合があります。

「KKR年金スマートサービス」をご活用ください

ご利用方法は
ホームページ
から▶▶

年金受給者の皆さまがご利用いただける機能は以下のとおりです。(※1)

- ▶ 公的年金等の源泉徴収票(電子版)の受け取り(※2)
- ▶ 氏名・住所、年金の受取金融機関の変更
- ▶ 「加給年金額対象者に係る届出」の提出 など

※1 ご自身に国家公務員共済の期間がない方等とはご利用いただけません。

※2 本サービス未登録の方で令和7年分の当該電子版の交付を受けたい方は、12月中を目途に利用登録をお願いいたします。1月に一斉配信による交付となりますので、登録が遅れると配信されません。



本サービスに関するお問合せ先
KKR e-私書箱ヘルプデスク

③このお問合せ先では本サービス以外のご照会はお受けできません。
eメール: eshishobako-kk-help@nri.co.jp
電話番号: 050-1791-5544
(受付時間 9:00~17:30 土日祝日・年末年始を除く)

「読者のひろば」に応募してみませんか

① テーマ:「私の生きがい」・「私の趣味」・「最近の出来事」など自由。

② 応募形式: 任意の様式にて**200字以上600字以内**。

題名、年金証書記号番号または基礎年金番号、住所および氏名を明記ください。

③ その他: 掲載時に顔写真の掲載を希望される方は、写真を同封してください。

匿名・イニシャルなどを希望される場合は、その旨をお書き添えください。

なお、原稿・写真の返却はいたしません。掲載できない場合もあります。あらかじめご了承ください。

本号での「読者のひろば」は
紙面の都合により
お休みさせていただきます。

応募宛先 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
国家公務員共済組合連合会 年金部 年金だより担当

全国年金相談会のご案内

年金に関するご相談に応じるための年金相談会の開催を以下のとおり予定しています。
最新の情報は、KKRホームページをご覧ください。

kkр 年金相談会

検索



全国年金相談会およびKKRオンライン年金相談室[大阪]へのご参加は、事前の予約が必要です。

※全国年金相談会のご予約は開催日の1週間前まで承りますが、定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。
ご予約をされた方には、開催日の2~3日前までに、予約内容を記載した書面をお送りいたします。

■全国年金相談会日程

■令和7年10月~令和8年3月

開催日	開催地	開催会場
10月3日(金)	仙台市	仙台ガーデンパレス
10月10日(金)	金沢市	KKRホテル金沢
10月17日(金)	鹿児島市	JR九州ホテル鹿児島
10月24日(金)	名古屋市	KKRホテル名古屋
10月31日(金)	福岡市	KKRホテル博多
11月7日(金)	奈良市	ホテルリガール春日野
11月14日(金)	広島市	広島ガーデンパレス
11月21日(金)	札幌市	ホテルポールスター札幌
11月28日(金)	高松市	JRホテルクレメント高松
12月5日(金)	熊本市	KKRホテル熊本
12月12日(金)	大津市	KKRホテルびわこ
12月19日(金)	岡山市	サン・ビーチOKAYAMA
1月16日(金)	神戸市	ホテル北野プラザ六甲荘
1月23日(金)	金沢市	KKRホテル金沢
1月30日(金)	仙台市	仙台ガーデンパレス
2月6日(金)	那覇市	沖縄県市町村自治会館
2月13日(金)	京都市	京都ガーデンパレス
2月20日(金)	福岡市	KKRホテル博多
2月27日(金)	名古屋市	KKRホテル名古屋
3月6日(金)	熊本市	KKRホテル熊本
3月13日(金)	岐阜市	ホテルグランヴェール岐阜山
3月19日(木)	千葉市	ホテルプラザ菜の花

(注)全国年金相談会はすべて対面での開催です。

■電話からのご予約

予約受付専用電話 03-3265-9708

受付時間 9:30~17:30

(土日祝日・年末年始を除く)

④この電話番号では、年金相談会のご予約以外のご照会はお受けできません。

■ホームページからのご予約(web予約) 利用停止中

- 「年金相談会予約システム」は、システム改修中のため、利用を停止しております。ご予約は、上記 **予約受付専用電話** からお願いいたします。
- 再開日時の詳細は、ホームページ等にてお知らせいたします。
- 文書(郵送)での予約も承っております。KKRホームページ内「全国年金相談会予約受付票」をご利用ください。

予告

おうちでオンライン年金相談(仮称) の導入について

- 年金の相談をされる皆さまが、ご自宅でご自身のパソコン等から、ビデオ通話ツールによって、当会担当者と同様顔面を合わせて相談できるサービス「おうちでオンライン年金相談(仮称)」を、今年度中に運用開始すべく準備を進めております。
- サービスの詳細や開始時期については、後日、ホームページ等でお知らせいたします。

KKR本部に年金相談窓口を常設しています

当会年金部では、東京の九段合同庁舎内1階に年金の相談窓口を常設しております。個室で安心してご利用いただけますので、ぜひお気軽にお越しください。

予約なしでも
ご利用
いただけます



■相談時間:9:00~17:30
(土日祝日・年末年始を除く)

KKRオンライン年金相談室[大阪]のご案内 平日のみ

KKRホテル大阪(1階ロビー)に設置した専用相談ブースからのオンライン相談となります。KKRホテルの職員がご案内いたしますので、安心してご相談いただけます。



相談時間:10:30~16:00(土日祝日・年末年始を除く)
予約方法:相談希望日の前日17:30までに
上記 **予約受付専用電話** からご予約ください。

KKRホテル大阪へのアクセス
森ノ宮駅からシャトルバス(送迎バス)をご利用ください。

ご利用者 〇個室で良かった
さまの声 〇対面と変わらず相談できた etc



こんなときには届出をお願いします

年金を受給されている方が下記の事由に該当したときには、当会年金部へ届出が必要です。

届出が必要なときの例	対象となる年金の種類
年金の受取口座を変更するとき	全ての年金
年金を受けている方が氏名を変更したとき	
加給年金額の対象となっている配偶者が年金の決定を受けたとき	老齢・退職・障害
加給年金額の対象となっている配偶者と離婚したときや加給年金額の対象となっている配偶者が亡くなったときなど	
国家公務員または地方公務員として再就職したとき	老齢・退職
65歳前で老齢厚生年金(繰上げ支給や特別支給)を受けている方が、ハローワークで求職の申込みをしたとき または、高齢雇用継続給付を受けることとなったとき	
国会議員や地方議会の議員になったとき または、議員を辞めたとき	遺族
遺族年金を受けている方が婚姻(事実上の婚姻関係にある方を含む)したとき または、直系血族および直系姻族以外の養子となったとき	
年金を受けている方が行方不明になったとき	全ての年金
書類の送付先を住民票上の住所とは異なる住所に希望するとき	

◎KKRホームページの「届書ダウンロード」から印刷することができます。

ホーム ▶ 年金 ▶ 届書ダウンロード ▶ 年金を受給されている方



●年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。

国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問合せ先】〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

KKR 年金相談ダイヤル [年金に関するご相談・お問合せ専用]

0570-080-556 (ナビダイヤル)

0570におかけにできない場合(050で始まるお電話からの発信など)等

03-3265-8155 (一般電話)

年金を受けている方がお亡くなりになったときは

0570-055-030 (ナビダイヤル)

0570におかけにできない場合(050で始まるお電話からの発信など)等

03-3265-8401 (一般電話)

受付時間:月～金曜日 9時00分～17時30分(土日祝日、年末年始はご利用できません)

- 休日明けの午前中、年金の定期支給日の前後1週間程度および年金支払通知書などの発送時期は、電話が大変混み合います。週の後半や夕方(16:00～17:00)などは比較的つながりやすくなっておりますので、曜日や時間帯をずらしておかけいただきますようお願いいたします。
- 電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。
- ご相談等の内容は、電話対応の品質向上のため録音させていただきますので、ご了承ください。

◆お問合せの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。

KKRホームページアドレス <https://www.kkr.or.jp/nenkin/>

kkp 年金

検索

同封の介護案内等に記載されている電話番号では、年金に関するご相談やお問合せはお受けできません。